【丹波篠山市を取り巻く現状】

○地勢・人口
・多紀連山と深山山地に挟まれた盆地に市街地が形成
・盆地を中心に広い範囲に住民が居住
・市域が広く、谷筋に集落が伸びていることから効率的な公共交通の運行が難しい
・郊外を中心に高齢化率が高く、65歳以上の高齢者が占める割合が40%以上となっている地域が拡大

○人の移動
・市内移動の他、隣接している丹波市、三田市間の移動が活発
・移動全体の約8割が自動車での移動である一方、鉄道、バスでの移動は限定的
・本市は観光地であることから、年間約200万人以上もの観光客が来訪

○交通概況
【自動車】
・１家に１台以上の車両を保有、自動車中心社会を形成しており、地域公共交通を移動手段として考える市民は少数派
・高齢者の運転免許保有割合の増加
【鉄道】
・市内を運行している路線は１日当たり約80便が運行、篠山口駅が市の交通拠点
・鉄道利用者数は年々減少傾向であり、令和2（2020）年度の新型コロナウイルス感染症の影響でコロナ以前の利用者数への回復には時間を要している
【路線バス等のその他の交通手段】
・路線バス、コミバス ハートラン、乗合タクシー、市町村有償運送により公共交通網を形成
・自動車中心社会であることもあり、地域公共交通利用者数は年々減少傾向にあり、令和元（2019）年以降、1日あたり利用者数が1,000人を下回る状況（バス交通利用者の9割以上が路線バス）
・路線バスについては、朝夕の通勤・通学時間帯は混雑する路線もあるが、昼間の利用は少ないなど時間的な利用の偏りが大きい
・新しい生活様式の定着等により利用が戻りきっていない
・路線バスの利用は福住-篠山口駅間、城下町周辺-篠山口駅間の利用が多く、篠山口駅が交通結節点としての役割を担っている
・タクシーについては、午前中の利用が主であり昼間の利用が少なく、夜間の利用についてもコロナ以前の利用には戻っていない
【特定のニーズに対応した移動手段、支援サービス】
・スクールバスや観光客向けの移動手段（グリーンスローモビリティ、レンタサイクル）のような、様々な移動支援・移動サービスを実施
・高齢者や障がい者向けの移動サービスの担い手不足による事業者数の減少
【収支・費用負担】
・交通対策事業として、ここ3年間で年間8～9千万円の公費を投入
・燃料の高騰などによる地域公共交通に係る公費の投入額の増加
・コミバスハートランにおける利用者数と公費負担のバランスが取れていない
【その他】
・交通事業者の運営状況の悪化
・運転手の高齢化・不足

○市民の声
【丹波篠山市地域公共交通会議部会】
・より利便性の高い地域公共交通（例：デマンド方式、タクシーの活用等）を希望（高齢者等部会）
・乗換抵抗が限りなく少なくなるような設備等の整備（高齢者等部会）
・学生と高齢者、障がい者等を中心とした利用増進等の取り組み（通勤・通学部会）
・通学（特に帰宅時）における市内にある既存の交通資源（回送運行の利活用、一般タクシー等）の活用について課題共有（通勤・通学部会）
・観光客が増大する秋の交通渋滞対策が必要（観光部会）
・城下町周辺での交通拠点の整備について課題共有（観光部会）
・城下町以外の周辺部への観光客の移動手段の確保が必要（観光部会）
【コミバスハートラン利用者】
・普段から定期的に利用（他に利用できる公共交通機関が無いことが主な理由）
・買い物や通院等の日常的な利用が主
・デマンド交通の導入に関しては、約6割が利用してみたいと肯定的な意見の方が多数
【市町村運営有償運送利用者】
・アンケート整理中

【丹波篠山市が目指すまちの姿】

○第３次丹波篠山市総合計画
将来像：『丹波篠山』だからこそ実現できる あなたの夢・安心・未来
・最適な交通手段の確保
・鉄道・バス事業者と連携した利用増進
・地域住民と連携した域内交通を展開
・暮らしを支える様々な方法の研究

○丹波地域都市計画区域マスタープラン
・都市機能集積地区の機能連携の強化
⇒日常生活圏内における地域公共交通ネットワークの維持・確保
鉄道と他地域公共交通との接続改善
地域の実情に応じた移動手段の確保

○丹波2050地域ビジョン
・集落の保全、次世代都市空間の創造、次世代コミュニティの形成

【課題（案）】

- **市民の日常的な移動を支える地域公共交通網の維持と見直し**
- **利用状況と移動ニーズを鑑みた効率的な公的資金の投入**
- **みんなで地域にある公共交通を支える意識の醸成**
- **観光客も想定した移動手段の確保**

【地域公共交通における基本理念（案）】

一人ひとりが安心して暮らすことができる丹波篠山の地域公共交通

【基本方針（案）】

基本方針１
地域特性や観光等の様々なニーズに応じた持続可能な地域公共交通網の再構築
既存の地域公共交通網の中でも基軸となる路線バスの維持を基本としつつ、効率的で利便性の高い持続可能な地域公共交通網の再構築を図ります。

基本方針２
地域公共交通の積極的な利用促進
地域公共交通を維持するためには利用されることが重要である為、地域公共交通を利用してもらうための取組みを行います。

基本方針３
地域公共交通を維持する各主体が連携して取り組む公共交通対策事業
地域、交通事業者、行政等の各主体が連携して事業に取り組み、連携できる体制づくりや交通事業者を支援する取組みを行います。

【施策・事業メニュー（案）】

- **①行政負担による地域公共交通の維持**
- **②より利便性の高い移動サービスへの見直し**
- **③地域公共交通を利用しやすい環境づくり**
- **④地域公共交通に関する情報発信**
- **⑤観光客をターゲットにした地域公共交通の利用促進**
- **⑥関係機関と連携した取組みの検討**
- **⑦地域公共交通を活用した交流・意見交換の場づくり**
- **⑧地域公共交通の担い手の確保**

【参考資料】課題（案）の概要

No	課題（案）	概要
1	市民の日常的な移動を支える 地域公共交通網の維持と見直し	高齢化が進むことにより移動困難者が増えていく中で、広域な市域を移動する地域公共交通が担う役割は非常に大きく、福祉や観光、まちづくりの観点も含め、市内郊外部の居住地や市外から中心市街地である城下町や味間地区に接続する地域公共交通網を維持し続ける必要があります。また、より利便性の高い運行方法や様々な施設、時間帯での移動など、多種多様な移動のニーズがあり、これに対応していくことが求められます。学生や高齢者、障がい者等の移動困難者にとって利用しやすい地域公共交通を確保する必要があります。
2	利用状況と移動ニーズを鑑みた 効率的な公的資金の投入	運転手の不足（ヒト）、輸送資源（モノ）、財源（カネ）が限られている等の背景がある中で、地域公共交通を維持するためには、より効率的な運行と公的負担が求められています。利用状況と市民のニーズを踏まえたうえで、より効果的な地域公共交通のあり方について検討を行います。
3	みんなで地域にある公共交通 を支える意識の醸成	地域公共交通を維持するためには、交通事業者や行政のみならず、地域などを含めたそれぞれの主体が、地域公共交通の役割や意義を認識し、「自分たちが地域公共交通を守っていく」という意識を持って共に連携し、取組みを進めていく必要があります。
4	観光客も想定した 移動手段の確保	秋には、城下町周辺は多くの観光客で賑わいますが、周辺部へ移動する公共交通手段は充実しているとはいいがたい状況です。また、交通渋滞が頻出しており、地域公共交通の運行にも影響が及んでいます。住民と観光客が快適に移動できるようになるために対策を行う必要があります。

議案第２号

西紀北地区路線バス乗車体験会について

丹波篠山市では、市内の路線バスの利用増進のために上限運賃制を導入し、市内中学生に対する NicoPa カードの配布を行うなど制度の周知のための取り組みを行ってきました。取り組みの結果、新型コロナウイルス感染症感染拡大による利用減少から順調に利用が戻っているところです。

一方で、丹波篠山市地域公共交通会議の各部会において、上限運賃制について更なる制度の周知の必要性と、路線バスの利用についてはじめて路線バス等を利用される方の心理的な壁が課題として挙がっており、地域公共交通計画策定の面でも、はじめて利用される方などからの意見集約を行うために、乗車体験会等の取り組みの必要性について議論してきたところです。

この度、西紀北有償運送協議会及び西紀北地区自治会長会より、乗車体験会の開催の要望と協力の申し出がありましたので、草山温泉線や西紀北地区自家用有償運送の維持に向けた利用増進や、地域での上限運賃制の周知とはじめて路線バスを利用される住民の方の不安等の解消を目的として下記のとおり実施します。

記

１　対象

西紀北地区４自治会の住民

２　募集数

１０名程度

３　日程（予定）

令和５年１１月３０日（木）

時間	行程
13：25	しゃくなげ会館集合
13：30	乗り方講習及び当日予定の説明
13：45	本郷バス停に移動
14：02	路線バス乗車（本郷）
14：34	路線バス降車（中野）
14：45～16：15	花ぶどう（ホロンピアホテル１階）でお茶会（軽飲食） ※お茶会中にアンケート等の記入を依頼
16：25	路線バス乗車（中野）
16：56	路線バス降車（本郷）
17：10	解散

４　その他

参加者には、NicoPa カード（2,200 円分チャージ済）を無償交付することを参加特典とします。財源としては、下表のとおり、地域公共交通計画策定業務に係る委託料の残５５，０００円を見込んでいます。

丹波篠山市地域公共交通会議　令和５年度予算

歳入

（単位：円）

款	項	目	予算額	内訳
１ 負担金	１ 負担金	１ 負担金	3,000,000	丹波篠山市
２ 補助金	１ 補助金	１ 補助金	2,500,000	令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国土交通省）
３ 繰越金	１ 繰越金	１ 繰越金	0	
４ 諸収入	１ 諸収入	１ 諸収入	0	
計			5,500,000	

歳出

款	項	目	予算額	内訳
１ 事務費	１ 事務費	１ 事務費	0	
２ 事業費	１ 事業費	１ 事業費	5,500,000	地域公共交通計画策定業務 公共交通乗車体験会
４ 予備費	１ 予備費	１ 予備費	0	
計			5,500,000	

バスの乗車に使える
2,200円分の残高入り
NicoPaをプレゼント！

交通系ICカードNicoPaを使った

路線バス
乗車体験会

丹波篠山市では、路線バスの上限運賃制を導入するなど公共交通機関をより利用しやすくするための取り組みをしています。
体験会では市職員が同乗し、乗り方を説明、またNicoPaカードのプレゼントもご用意しています。
バスの乗車やICカード利用に不安のある方は、ぜひご参加ください。

こんな方におすすめ！

- NicoPaカードを利用するのがはじめての方
- バスに乗りなれていない方
- 運転免許の返納をお考えの方

NicoPaを使うとこんなに便利でお得！

- カードをタッチするだけで支払い完了
- 残高チャージはバス車内でできます
- 市内なら運賃の上限が200円
- 1時間以内であれば乗り換えても200円

開催日

令和５年１１月３０日（木曜日）

当日の予定

13:25	しゃくなげ会館　集合
	乗り方講習
13:45	本郷バス停へ移動
14:02	路線バス（ウイング神姫）に乗車
14:34	目的地到着
14:45	お茶会（花ぶどう　ホロンピアホテル）
16:25	路線バス（ウイング神姫）に乗車
17:10	しゃくなげ会館　解散

丹波篠山市役所　創造都市課　〒669-2397丹波篠山市北新町４１
電話　０７９-５５２-５１０６　　FAX　０７９-５５２-５６６５

参加申込書

※記載していただいた個人情報は、路線バス乗車体験会にお申込みいただいた申込者への連絡以外の用途には使用しません。

フリガナ
氏名

生年月日　　年　　月　　日

〒　　ー

住所　　丹波篠山市

電話番号

申込期限　令和５年１１月１５日（水）
提出先　丹波篠山市役所本庁舎３階創造都市課
丹波篠山市役所西紀支所
丹波篠山市役所西紀支所西紀分室（しゃくなげ会館）
※しゃくなげ会館は火・木曜日の午前中のみ開庁

路線バス乗車体験会参加者アンケート（案）

該当する回答に〇を記入してください。
本アンケート結果ついては、今後の乗車体験会の実施のための参考とさせていただきます。

1. お答えいただく方について

問１　あなたのお住いはどこですか？
・川阪　　・本郷　　・遠方　　・桑原

問２　あなたの年齢はおいくつですか？
・30 才代以下　・40 才代　・50 才代　・60 才代　・70 才代以上

問３　何人でお住まいですか？
・１人暮らし　・２人暮らし　・３人暮らし　・４人暮らし　・５人暮らし以上

問４　普段、西紀北地区外に行かれる際は、どちらに行かれることが多いですか？市内・市外を問いませんので、行先についてご記入ください（自由記述）。
（　　）

問５　運転免許はお持ちですか？
・持っている　　・過去に持っていた（返納済）　　・過去に持っていた（その他）
・持っていたことがない

問６　問５で「持っている」と答えた方がお答えください。運転免許の返納はお考えですか？
・考えている（概ね数年以内に返納を考えている）
・考えていない

問７　問５で「過去に持っていた」もしくは「持っていたことがない」と答えた方がお答えください。現在、免許を持っていないことで困っていることをご記入ください（自由記述）。
（　　）

問８　本日は、本郷バス停までどのように来られましたか？
・ハートラン（西紀北地区有償運送）
・自家用車またはバイク（自分で運転）
・自家用車またはバイク（家族等の送迎）
・自転車または徒歩

本日の乗車体験会について

問９　ＮｉｃｏＰａ（ニコパ）カードを利用して、バスに乗る方法は理解できましたか？
５段階で当てはまるものをお答えください。

理解できなかった

1	2	3	4	5

よく理解できた

問１０　ＮｉｃｏＰａ（ニコパ）カードのチャージの方法は理解できましたか？
５段階で当てはまるものをお答えください。

理解できなかった

1	2	3	4	5

よく理解できた

問１１　上限運賃制(NicoPa カードを利用してバスに乗ると上限２００円で市内移動できる)
について理解できましたか？
５段階で当てはまるものをお答えください。

理解できなかった

1	2	3	4	5

よく理解できた

問１２　ハートラン（西紀北地区有償運送）について、利用の仕方は理解できましたか？
５段階で当てはまるものをお答えください。

理解できなかった

1	2	3	4	5

よく理解できた

2.　行き先について

問１３　本日の行き先（花ぶどう）は目的地として適当でしたか？

・適当である　　・適当でない

問１４　他の行き先や目的についてアイデア等ありましたらご記入ください（自由記述)。

（　　）

路線バス（株式会社ウイング神姫）について

問１５　今後も路線バスについて利用したいと思いますか？またその理由についてお答えください。

・利用したいと思う　　・利用したいとは思わない

「利用したいと思う」と答えた方のみ（複数選択可）			
安心である	楽に移動できる	安い	便利である
その他（自由記述）			
「利用したいは思わない」と答えた方のみ（複数選択可）			
自分で移動したい	自由でない	ちょうど良い時間がない	乗換が煩雑
その他（自由記述）			

問１６　路線バスのより良い活用方法についてご意見があればご記入ください（自由記述）

（　　）

3.　ハートラン（西紀北地区有償運送）について

問１７　今後も路線バスについて利用したいと思いますか？またその理由についてお答えください。

・利用したいと思う　　・利用したいとは思わない

「利用したいと思う」と答えた方のみ（複数選択可）			
安心である	楽に移動できる	安い	便利である
その他（自由記述）			
「利用したいは思わない」と答えた方のみ（複数選択可）			
自分で移動したい	自由でない	ちょうど良い時間がない	乗換が煩雑
その他（自由記述）			

4.　市内公共交通全般について

問１８　市内公共交通を乗り継いで、行ってみたい所をお答えください（自由記述）。

（　　）

問１９　あなたにとって、使いやすいダイヤ（時間帯）をお答えください。

時間帯　　行き先

1.（　　）時頃に、（　　）に着くダイヤ

2.（　　）時頃に、（　　）に着くダイヤ

3.（　　）時頃に、（　　）に着くダイヤ

問２０　路線バスについて、知り合いに教えたいと思いますか？

・教えたいと思う　　・教えたいとは思わない

問２１　ハートラン（西紀北地区有償運送）について、知り合いに教えたいと思いますか？

・教えたいと思う　　・教えたいとは思わない

問２２　今回の乗車体験会に参加して感じたことをご記入ください（自由記述）

（　　）

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

議案第３号

後川地区自家用有償運送の停留所追加について

１　協議事項

丹波篠山市内で運行する自家用有償旅客運送のうち、後川線に新たな停留所を追加します。新規に追加する停留所は、「コーナン」及び「京口橋」です。

２　経緯

利用者からコーナンと株式会社ウイング神姫篠山営業所に停車してほしい旨の要望があり、市と株式会社ウイング神姫で協議を行いました。株式会社ウイング神姫篠山営業所については、バス等の出入りが頻繁であることから安全面を考慮して車両の乗り入れを行わないこととし、京口橋にて停車することとします。また、要望どおりコーナンにも停車することとします。

３　新設路線

後川線有償運送の運行地域

（後川地区内を運行区域とするが、各事務所が存在する地区の境を越えた運行の場合は路線を定める。また、三田市・猪名川町の一部を含み、三田市は小柿、猪名川町は杉生までを区域とする。）

４　運行事業者

丹波篠山市（後川地区郷づくり協議会）

５　実施予定日

令和５年１２月１日（金）

６　新設する停留所

（１）コーナン

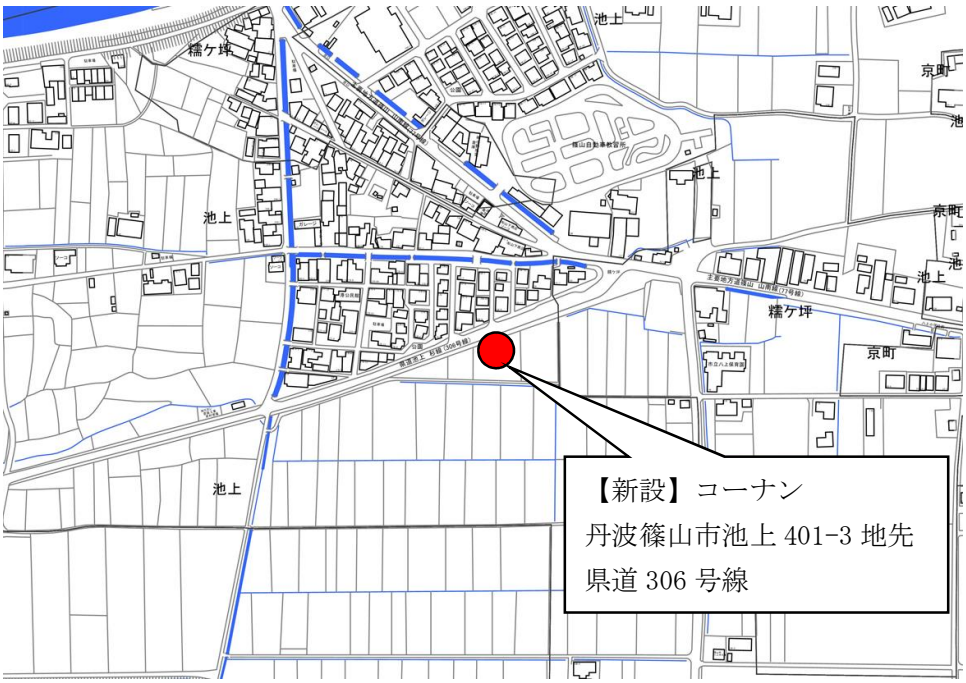

※コーナン篠山店前道路

（２）京口橋

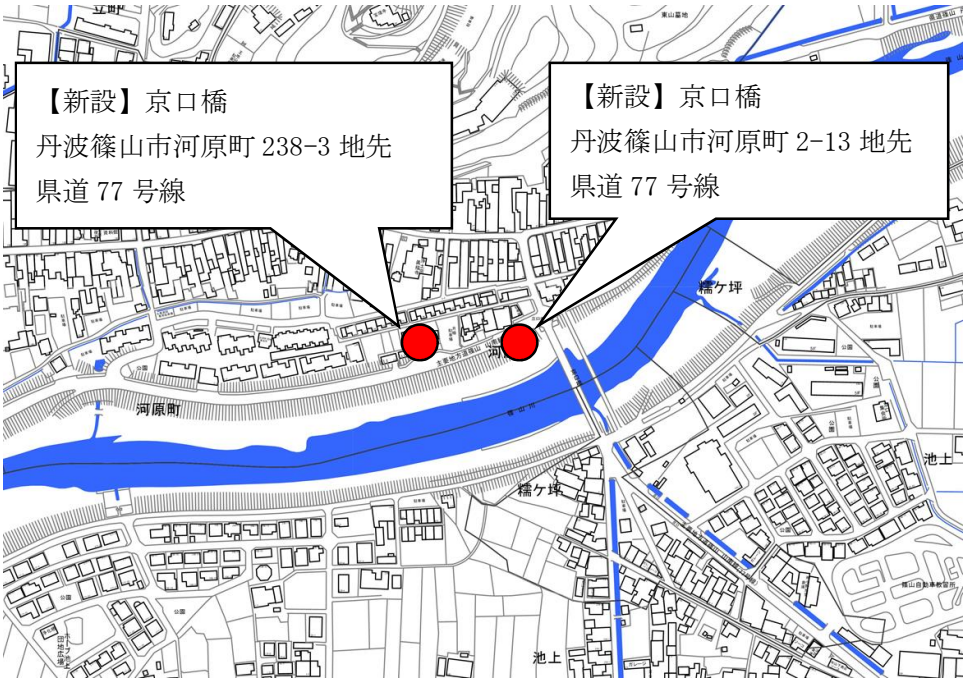

※新設停留所は、路線バス既存停留所「京口橋」と同一箇所に設置。

７　路線又は運送の区域ごとの対価の額

１回の運行につき下表のとおり

区分	使用料	
各地区内での運行の場合 （ただし、後川地区については日置地区をそれぞれの地区に含む。）	大人	２００円
	小人	１００円
	幼児	無料
	障がい者等	上記区分による金額の２分の１
上記地区の境を越えた運行の場合	大人	５００円
	小人	２５０円
	幼児	無料
	障がい者等	上記区分による金額の２分の１

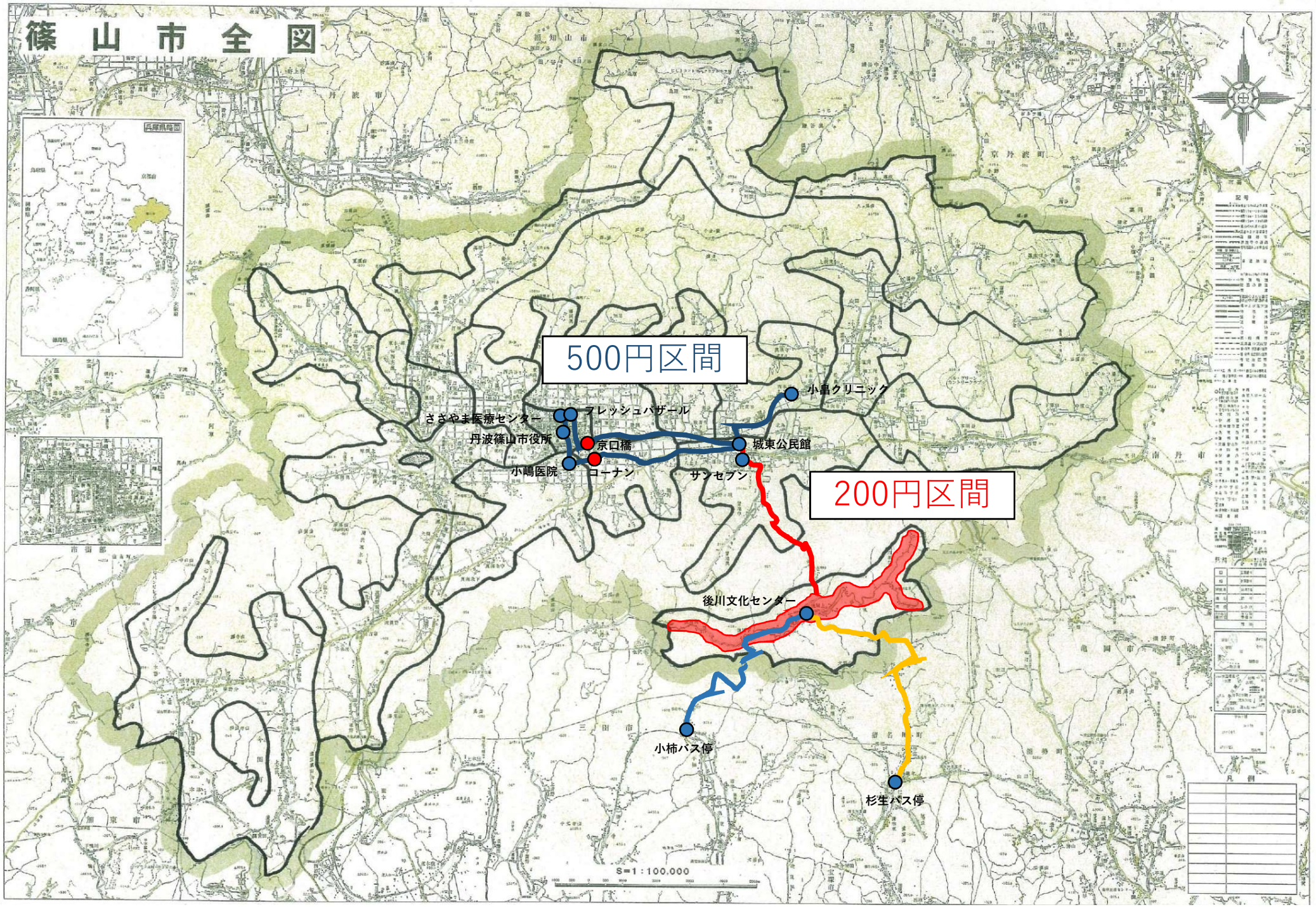
篠山市全図
500円区間
200円区間
小島クリニック
ささやま医療センター
フレッシュバザール
丹波篠山市役所
京口橋
城東公民館
小嶋医院
コーナン
サンセブン
後川文化センター
小柿バス停
杉生バス停
S=1:100,000

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先
（所属）自動車交通部　旅客第二課
（担当）小　西　・　北　本
（電話）０６-６９４９-６４４６

令和５年１０月２０日

淡路島地区、兵庫北部地区のタクシー運賃改定について

近畿運輸局では、淡路島地区及び兵庫北部地区における一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃改定申請を受けて審査を行ってきた結果、本日付けで以下のとおり新たな運賃を公示しましたので、お知らせします。

【淡 路 島 地 区】兵庫県洲本市、淡路市、南あわじ市

【兵庫北部地区】兵庫県豊岡市、丹波篠山市、養父市、朝来市、丹波市、美方郡

１．改定運賃（新運賃）の概要

⑴ 改定率　淡 路 島 地 区：１２．７６％
　　兵庫北部地区：１３．４４％

⑵ 改定運賃の内容
別紙１のとおり

⑶ 新運賃の実施日
令和５年１１月２０日

⑷ 前回運賃改定日
淡 路 島 地 区：令 和 ２ 年 ２ 月 １ 日
兵庫北部地区：平成２１年７月１７日

⑸ 今回の審査の考え方
今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由の一つとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには、運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃

を設定するという考え方に基づき査定したものです。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、一般社団法人兵庫県タクシー協会等に対して、以下の各項目について指導をすることとしています。

① 運賃改定実施後において、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持させること等により、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。

② 運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を、利用者に対して積極的に表明すること。

③ 運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等、これに関連して講じた措置についても、併せて公表すること。

２．その他参考（事業者からの改定申請状況）

別紙２のとおり

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

兵庫県政記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）

（別紙１）

１．改定運賃（新運賃）の概要

【淡路島地区】

⑴ 改定率　１２．７６％

⑵ 改定運賃の内容

① 改定運賃の内容（詳細は別添１参照）

初乗運賃　（普通車）１．３㎞ － ７００円

加算運賃　（普通車）２６３ｍ － １００円

② 自動認可運賃の範囲（別添１のとおり）

③ 収支実績及び推定収支（別添２のとおり）

【兵庫北部地区】

⑴ 改定率　１３．４４％

⑵ 改定運賃の内容

① 改定運賃の内容（詳細は別添１参照）

初乗運賃　（普通車）１．３㎞ － ７００円

加算運賃　（普通車）２５０ｍ － １００円

② 自動認可運賃の範囲（別添１のとおり）

③ 収支実績及び推定収支（別添２のとおり）

（別紙２）

２．その他参考（事業者からの改定申請状況）

【淡路島地区】

⑴ 要請期間　　令和５年６月１６日～令和５年９月１６日

⑵ 申請（要請）事業者数　法　人　８社

車両数　８４両（当該地区の全法人車両数の ９３．３３％）

⑶ 申請（要請）概要

①　改 定 率　５．３％ ～ ２５．３％（平均１７．５％）

現　行　　申　請

②　初乗運賃　（中型車）１．３㎞　６５０円 ⇒（普通車）１．３㎞　７００円

③　加算運賃　（中型車）２３５ｍ － ８０円　⇒（普通車）２４６ｍ　１００円～

【兵庫北部地区】

⑴ 要請期間　　令和５年６月１９日～令和５年９月１９日

⑵ 申請（要請）事業者数　法　人　１４社

車両数　１６０両（当該地区の全法人車両数の ８０．８１％）

⑶ 申請（要請）概要

①　改 定 率　３．８％ ～ ４４．８％（平均１７．４％）

現　行　　申　請

②　初乗運賃　（中型車）１．３㎞　６５０円 ⇒（普通車）１．３㎞　７００円

③　加算運賃　（中型車）２２２ｍ － ８０円　⇒（普通車）１６８ｍ　１００円～

（別添1）

淡路島地区

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃（1. 3km）	加　算　運　賃	
上限運賃	780 円	208 m　100 円	1 分　15 秒　100 円
B運賃	770 円	211 m　100 円	1 分　20 秒　100 円
C運賃	760 円	213 m　100 円	1 分　20 秒　100 円
D運賃	750 円	216 m　100 円	1 分　20 秒　100 円
下限運賃	740 円	239 m　100 円	1 分　30 秒　100 円

	時間制運賃
	（30分）
上限運賃	3,500 円
B運賃	3,460 円
C運賃	3,420 円
D運賃	3,370 円
下限運賃	3,100 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃（1. 3km）	加　算　運　賃	
上限運賃	740 円	239 m　100 円	1 分　30 秒　100 円
B運賃	730 円	242 m　100 円	1 分　30 秒　100 円
C運賃	720 円	246 m　100 円	1 分　30 秒　100 円
D運賃	710 円	249 m　100 円	1 分　30 秒　100 円
下限運賃	700 円	263 m　100 円	1 分　35 秒　100 円

	時間制運賃
	（30分）
上限運賃	3,100 円
B運賃	3,060 円
C運賃	3,020 円
D運賃	2,980 円
下限運賃	2,750 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃（1. 3km）	加　算　運　賃	
上限運賃	700 円	263 m　100 円	1 分　35 秒　100 円
B運賃	690 円	267 m　100 円	1 分　40 秒　100 円
C運賃	680 円	271 m　100 円	1 分　40 秒　100 円
D運賃	670 円	275 m　100 円	1 分　40 秒　100 円
下限運賃	660 円	279 m　100 円	1 分　45 秒　100 円

	時間制運賃
	（30分）
上限運賃	2,750 円
B運賃	2,720 円
C運賃	2,680 円
D運賃	2,640 円
下限運賃	2,600 円

（別添1）

兵庫北部地区

①特定大型車

	距離制運賃			時間制運賃
	初乗運賃（1. 3km）	加 算 運 賃	時間距離併用制	（30分）
上限運賃	750 円	204 m 100 円	1 分 15 秒 100 円	3,300 円
B運賃	740 円	207 m 100 円	1 分 15 秒 100 円	3,260 円
C運賃	730 円	210 m 100 円	1 分 20 秒 100 円	3,220 円
D運賃	720 円	227 m 100 円	1 分 25 秒 100 円	3,000 円
E運賃	710 円	230 m 100 円	1 分 25 秒 100 円	2,960 円
下限運賃	700 円	250 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	2,700 円

②大型車

	距離制運賃			時間制運賃
	初乗運賃（1. 3km）	加 算 運 賃	時間距離併用制	（30分）
上限運賃	720 円	227 m 100 円	1 分 25 秒 100 円	3,000 円
B運賃	710 円	230 m 100 円	1 分 25 秒 100 円	2,960 円
C運賃	700 円	250 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	2,700 円
D運賃	690 円	254 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	2,670 円
E運賃	680 円	257 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	2,630 円
下限運賃	670 円	261 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	2,590 円

③普通車

	距離制運賃			時間制運賃
	初乗運賃（1. 3km）	加 算 運 賃	時間距離併用制	（30分）
上限運賃	700 円	250 m 100 円	1 分 30 秒 100 円	2,700 円
B運賃	690 円	254 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	2,670 円
C運賃	680 円	257 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	2,630 円
D運賃	670 円	261 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	2,590 円
E運賃	660 円	265 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	2,550 円
下限運賃	650 円	269 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	2,510 円

（別添２）

（淡路島地区）タクシー事業の収支実績及び推定収支

（金額の単位は千円）

	令和3年度実績		令和4年度①査定		令和4年度②改定後		
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比	実績年比
運送収入	334,714	100.00%	320,154	100.00%	361,018	100.00%	95.65%
運送雑収	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
営業外収益	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
計	334,714	100.00%	320,154	100.00%	361,018	100.00%	95.65%
人件費	171,050	46.86%	185,947	51.51%	185,947	51.51%	108.71%
燃料油脂費	33,830	9.27%	32,037	8.87%	32,037	8.87%	94.70%
車両修繕費	15,781	4.32%	18,127	5.02%	18,127	5.02%	114.87%
車両償却費	1,890	0.52%	4,879	1.35%	4,879	1.35%	258.15%
その他運送費	25,498	6.99%	25,373	7.03%	25,373	7.03%	99.51%
一般管理費	99,421	27.24%	77,120	21.36%	77,120	21.36%	77.57%
営業外費用	0	1.30%	0	0.00%	0	0.00%	
小　計	347,470	95.20%	343,483	95.14%	343,483	95.14%	98.85%
適正利潤	17,535	4.80%	17,535	4.86%	17,535	4.86%	100.00%
運送原価	365,005	100.00%	361,018	100.00%	361,018	100.00%	98.91%
収支差（利潤込）	△ 30,291		△ 40,864		0		
収支率（同）	91.70%		88.68%		100.00%		
所要増収額	30,291		40,864				
（所要）増収率	9.05%		12.76%				

（別添２）

（兵庫北部地区）タクシー事業の収支実績及び推定収支

（金額の単位は千円）

	令和3年度実績		令和4年度①査定		令和4年度②改定後		
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比	実績年比
運送収入	278,453	100.00%	366,441	100.00%	415,675	100.00%	131.60%
運送雑収	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
営業外収益	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
計	278,453	100.00%	366,441	100.00%	415,675	100.00%	131.60%
人件費	251,571	60.19%	251,530	60.51%	251,530	60.51%	99.98%
燃料油脂費	29,329	7.02%	29,326	7.06%	29,326	7.06%	99.99%
車両修繕費	15,504	3.71%	15,822	3.81%	15,822	3.81%	102.05%
車両償却費	5,783	1.38%	7,393	1.78%	7,393	1.78%	127.84%
その他運送費	36,495	8.73%	40,820	9.82%	40,820	9.82%	111.85%
一般管理費	41,331	9.89%	32,866	7.91%	32,866	7.91%	79.52%
営業外費用	0	1.30%	0	0.00%	0	0.00%	
小　計	380,013	90.93%	377,757	90.88%	377,757	90.88%	99.41%
適正利潤	37,918	9.07%	37,918	9.12%	37,918	9.12%	100.00%
運送原価	417,931	100.00%	415,675	100.00%	415,675	100.00%	99.46%
収支差（利潤込）	△ 139,478		△ 49,233		0		
収支率（同）	66.63%		88.16%		100.00%		
所要増収額	139,478		49,233				
（所要）増収率	50.09%		13.44%				

丹波篠山市地域公共交通ドライバー確保奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域公共交通の運行を担うドライバーに対して、地域公共交通ドライバー確保奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、地域公共交通に関わる人材確保と地域公共交通サービスの維持等に寄与することを目的とする。

（交付対象者）

第２条　奨励金の交付対象者は、申請時において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　市内に住所を有する者であること。

(2)　公共交通事業者が市内に設けている営業所に配属された者であること。

(3)　自動車第２種運転免許を所持している者であること。

２　前項の規定にかかわらず、奨励金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、奨励金の交付の対象としない。

(1)　市税等の滞納がある者

(2)　過去にこの要綱に基づく奨励金を受けたことがある者

（公共交通事業者）

第３条　前条第１項第２号の公共交通事業者は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合バス事業者」という。）又は一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）であって、かつ、当該年度に市内を営業区域として現に運行しているものとする。

（奨励金の区分及び額）

第４条　奨励金の区分及び額は、次に掲げるとおりとする。

区分	奨励金の額
乗合バス事業者	１５万円
タクシー事業者	１０万円

（奨励金の交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　当該事業者による在籍を証する書類（在籍証明書等）

(2)　自動車運転免許証の写し

(3)　住民票の写し

(4)　承諾書兼誓約書（様式第２号）

(5)　その他市長が必要と認める書類

２　奨励金の交付を受けようとする者は、正式入社した日又は他の営業所から転籍した日から起算して２か月以内に申請しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、交付することが適当と認めたときは、奨励金交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（奨励金の請求及び交付）

第７条　奨励金の交付決定の通知を受けた者が奨励金の交付を請求しようとするときは、奨励金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の交付請求書が提出されたときは、奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第８条　奨励金の交付を受けた者は、次に掲げる要件に該当する場合、遅滞なく奨励金を返還しなければならない。

(1)　就職した日から起算して２年以内に、交付金を受けた時点で在籍していた公共交通事業者を退職した場合。ただし、死亡等やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

(2)　虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けた場合

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

（申請期限の特例）

２　第５条第２項の規定にかかわらず、令和５年度において申請する場合の申請期限は、当該年度の末日までとする。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第８条に規定する奨励金の返還については、なおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

奨励金交付申請書

年　　月　　日

丹波篠山市長　様

申請者　住所
氏名
生年月日
電話

丹波篠山市地域公共交通ドライバー確保奨励金の交付を受けたいので、丹波篠山市地域公共交通ドライバー確保奨励金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請額	円
種別	乗合バス　・　タクシー
公共交通事業者名	
勤務地（営業所名）	
添付書類	(1)当該事業者による在籍を証する書類 (2)自動車運転免許証の写し (3)住民票の写し (4)承諾書兼誓約書（様式第２号） (5)その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

承諾書兼誓約書

私は、納税状況その他交付の要件に関する事項について、市長が調査することを承諾します。

また、私は、下記事項のいずれかに該当することになったときは、返還命令に従い、既に交付を受けた奨励金を返還します。

記

(1)　就職した日から起算して２年以内に在籍していた公共交通事業者を退職した場合

(2)　虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとした場合

年　　月　　日

丹波篠山市長　様

申請者住所

氏名

様式第３号（第６条関係）

奨励金交付決定通知書

年　　月　　日

様

丹波篠山市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった丹波篠山市地域公共交通ドライバー確保奨励金の交付については、次のとおり条件を付して決定したので通知します。

１　交付決定額　　金　　円

２　交付条件

以下のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の返還を命ずることがある。

(1)　就職した日から起算して２年以内に退職した場合

(2)　虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとした場合

様式第４号（第７条関係）

奨励金交付請求書

年　　月　　日

丹波篠山市長　様

住所

氏名　　印

丹波篠山市地域公共交通ドライバー確保奨励金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

１　交付請求額　　金　　円

２　振込先

金融機関名	銀行・組合 農協・金庫
支店・支所	
預金種別	普通　・　当座
口座番号	
口座名義（カタカナ）	

※口座名義は申請者（請求者）と同一であること。